

11 教員組織

進捗状況報告

専任教員の欠員については、当該学部で任期制教員も含め採用人事が順調に進行し、教員定数を確保した。学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準の教員組織改正に対応するため、本学の教員任用基準である「教授・助教授・専任講師・助手任用に関する規程（新規規程名：教授、准教授、助教及び専任講師の任用に関する規程）」及び「教員選考基準」を2007年4月1日付で改正施行した。なお、両規程の改正ポイントは以下のとおり。

1. 助教授、助手を廃し、新に准教授、助教を設置する。
2. 新たな職階制を「教授」 - 「准教授」 - 「助教」とする。なお、学部等が必要と認めれば、「専任講師」を置くことができる。
3. 任用（採用・昇任）の基準として、教育・研究・実務上の業績を重視する。

学内第三者評価

教員の選考基準について全学で規程を整備する方針を定め、各学部が内規によって明確化して公表したことは評価できる。

なお、特別委員からは以下の意見があった。

- ・教員1人あたりの学生数（大学基礎データ表19）をみると、特に経済（61.7人）、商（60.1人）は大学基準協会の評定事項で示された標準を下回っており、注意が必要である。
- ・教員選考基準の客観性の担保、学部間の調整（学部間で標準化がされているかなど）への考慮などは、実際の規程の運用の結果のチェックとその反映を継続していくこと（いわゆるPDCAサイクルの運用）が求められることを留意されたい。
- ・また、各学部ごとに、様々な種類の補佐、助手、RAが設けられており（表19）、それぞれの人員数配置の妥当性、各学部間の平準化の検討を妨げる要因になっているとみられ、制度の整理が求められる。
- ・特任教員の数（表19）が現状では少なく、かつ現状の多くが語学教員に留まっており、既存の学部にとらわれない、大学全体の戦略に沿った活用の検討が期待される。